

フィデアUCカード会員規約の改定について

【改定変更条文】

第7条 第3項

3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、~~お支払い~~月の前月末頃 約定支払日に先立ち、本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。本人会員はご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

【改定追加条文】

第9条 第2項

2. 本人会員が約定支払日に支払金額を支払わなかった場合には、当社と本人会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社が公表する金額を本人会員は負担するものとし、本人会員は当社の請求に基づき、当該金額を第7条に定める方法により当社に対して支払うものとし、ただし、本人会員が約定支払日に支払わなかった支払金額が第28条に定めるキャッシングサービスの利用代金のみによって構成される場合にはこの限りではありません。

2026年6月現在